

第1回八街市協働のまちづくり推進協議会 議事録

日時：平成27年7月21日

午後6時30分から

場所：第一庁舎 3階 第一会議室

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 市長あいさつ
4. 委員 自己紹介
5. 議題

(1) 会長及び副会長の選出について

会長は、総務部長 武井委員 副会長は、八街市区長会 会長 原委員が選出された。

(2) 八街市協働のまちづくり推進協議会の目的について

八街市協働のまちづくり推進協議会設置要領に基づき、協議会の目的、所掌事務、構成員等について説明。

※委員からの意見は特になし。

(3) 八街市協働のまちづくり指針の策定について

資料1「八街市協働のまちづくり指針の策定について」の資料をもとに指針案の策定経緯、指針案の概要、策定スケジュールについて、事務局から説明。

指針は、今後パブリックコメント手続きを8月から9月頃に実施し、その結果を職員研究会及び推進協議会において審議し、内容を確定させ市長へ報告する。

その後、庁議に付議事案として上程し承認を得たうえで、10月に市議会の全員協議会で報告する。

以後、市民周知を図る旨説明。

以上の説明を行ったうえで、今後、パブリックコメント手続きを行う前に、指針案に対して委員の皆さまからご意見ご提言を伺いたい旨説明。

また、庁内意見として、指針案の構成において、3「協働のまちづくりの方向性」と4「八街市協働のまちづくり行動理念」の順序を入れ替えて方がよいのではとの意見があったため、協議会においての意見を伺いたい旨説明。

【委員からの意見】

指針案の構成については、検討会で議論し策定した経緯があり、特段変更する必要はないのではないかとの意見あり。

市の庁内の意見はどういった意見であったのかとの質問あり。市内部では各種計画などの構成では、まず理念が先にあって、その理念を実現させる取り組

みが続くといったスタイルが一般的なため、この指針案の構成に少し違和感がある印象を持つ職員がいたことを説明。

現在、作成しているのは計画ではなく指針であるため、理念が先になければならないといったことはないとの説明した結果、現状の構成のままでいくこととなった。

【各委員の修正意見】

箇所	内容
目次	1 (2) ③独自の政策づくりの弱さ 5⇒6 頁数間違い
目次	2 (3) ①問題や課題⇒問題・課題
はじめに p 2 8行目	「協働のまちづくり」の必要性 「協働のまちづくり」の <u>推進</u> の必要性
p 4	③地域基盤の <u>流動化</u> ③地域基盤の <u>弱体化</u>
p 7 (3) ① 2行目	双方が話し合う場や機会が <u>今まで以上に双方が話し合う場や機会が</u>
p 9 (2) ① 説明書き 2行目	目的が実現することを推進します。 文章表現に違和感
p 10 ② 1行目	<u>自己</u> が担うこと <u>それぞれ</u> が担うこと
p 10 ② 4～5行目	その負担の割合 <u>も</u> その負担の割合 <u>は</u>
p 11	③協働の <u>原則</u> 原則という言葉がきつい
p 11 自立性、対話と役割合意 p 12 ①②	役割を果たす・責任 気軽に参加できる表現を使用する。
p 13	<u>制度</u> ・環境の整備 <u>仕組み</u> ・環境の整備
p 15 ①例 項目 5	活用する <u>ことを明記する</u> 活用する
p 22 (2) 1	行政組織の環境 行政組織の環境 <u>整備</u>
用語集	五十音順の標記

※意見の内容について要検討

- ・ 指針は全文書が指針内容であって、個別の章が指針ではないと解釈する。

- ・ パブリックコメント手続きにかける内容について、「はじめに」「おわりに」も含めるかどうかとの質問あり。
パブリックコメントには、「はじめに」「おわりに」は含めない。

- ・ 指針の市民周知の方法について、どのように広く周知していくか。
この指針を実行あるものにするためには、多くの市民に知ってもらう必要がある。また、協働について意識をもってもらい必要がある。
市ホームページと広報やちまただけでは、周知は難しいと考える。
まずは、各区長に指針が作成された旨報告し周知を図ってもらう。
そのうえで、各区の町内会などに周知をしてもらい、広めてもらう。
各種集会等でも広報啓発するなど検討する。
いろいろな団体を通じて計画・会議等の結果などの情報を提供し、各種団体を通じて市民周知を図ることも一つの手法である。
概要版を作成して配付してはどうか。
広報やちまたにテーマ別にわけて、指針内容を掲載していくといった手法もあるのではないか。
活動主体はすべての市民であると謳っているので、小中高から教育の一環として、協働について学んでもらう。

(4) その他

- ・ 次回の開催日は、9月を予定。報償費の支払いについて事務局より説明。
- ・ 次回からの開催時間について
委員の意見を確認したところ、今回の開催時間18時30分と同時刻で開催することで承認を得る。